

生	00	01	5年
(令和12年3月末まで保存)			
(令和12年3月末まで有効)			

地 域 第 5 1 号

(生 企 、 通 指)

令 和 6 年 7 月 2 5 日

各 警 察 署 長 殿

生 活 安 全 部 長

熊等による人的被害防止対策について

住宅街等で熊、イノシシその他の人的被害を引き起こすおそれのある野生獣類（以下「熊等」という。）が出没した際は、人的被害防止を最優先とした対策を講じるほか、状況によっては、熊等の猟銃による駆除が必要となる場合もあることから、「熊等が住宅街に現れ、人の生命・身体に危険が生じた場合の対応における警察官職務執行法第4条第1項の適用について」（令和5年3月31日付け生保第542号）の内容を十分理解し、下記のとおり対応されたい。

なお、「熊等の獣類が住宅街に現れた際の対応要領について」（令和2年7月30日付け地域第48号）は廃止する。

記

1 熊等への対応に関する基本的な考え方

住宅街等で熊等が出没した場合は、警察は人的被害防止のため、青森県及び各市町村の鳥獣保護管理担当部署（以下「自治体」という。）と連携した現場広報、警戒活動、避難誘導等の初動対応を行うこととなる。

また、熊等の捕獲管理及び被害防止対策を担う保護管理に係る業務は、自治体が主管担当で報道発表を含む広報活動も行うものであることを認識し、住宅街等における出没又は人的被害が発生した場合の役割についても、あらかじめ自治体と申合せしておくなど、発生時の対応に不備が生じないようにすること。

2 平素の対応

(1) 自治体との連絡体制の構築

平素から、自治体担当者との連絡体制を構築するとともに、休日及び夜間の執務時間外における連絡先、緊急時における連絡系統を確実に定めておくこと。

(2) 事案発生時における役割等の確認

住宅街等における熊等の出没又は人的被害が発生した場合の対応について、自治体担当者と事前に申合せを行い、現場広報、マスコミ広報、捕獲及び駆除など、それぞれの対応要領について確認をしておくこと。

(3) 教養の実施

住宅街における熊等の対応について、緊急時の措置として、猟銃の使用命令等が想定されることから、法的根拠となる警察官職務執行法第4条第1項(以下「警職法第4条第1項」という。)及びその対応について、生活安全担当課と連携して教養を実施すること。

(4) 警察活動を通じた被害の防止

過去に多数の熊等の目撃情報や出没が確認されている地域においては、巡回連絡、警ら、ミニ広報紙等を通じて、

- ア 熊等の目撃、出没するおそれがある場所には安易に近寄らないこと。
- イ 山地や畠地等、屋外で作業する場合には、ラジオなど音が出る物を携帯し、できる限り複数人で作業すること。
- ウ 熊等を誘引するような残飯や生ゴミ等を屋外に放置しないこと。
- エ 農地や家の周囲のやぶは刈り払いし、見通しをよくすること。
- オ 住宅や米等食物を保管している倉庫は、確実に施錠をすること。

等の被害防止広報に努めること。

(5) 山菜採り、登山等関係者に対する広報啓発

山菜採り中に熊等に襲われる事案が発生している場合は、効果的な広報の時期と場所を選定して積極的な広報に努めるとともに、入山者等に対して次の事項を周知させること。

- ア 熊等が目撃されている場所への入山を控えること。
- イ 熊よけの鈴、防犯ブザー、ホイッスル等音が出る物を携帯すること。
- ウ 複数で行動し、お互いに離れないこと。
- エ 万一に備え、熊撃退スプレーの携帯が推奨されていること。
- オ 携帯電話を携行し、常に連絡が取れるようにしておくこと。
- カ 食料等を放置することなく、機密性の高い袋等に入れて管理すること。

3 熊等出没通報受理時の対応

(1) 通報者からの聴取及び安全確保

熊等出没の通報を受理したときは、人的被害に発展する可能性について迅速に判断する必要があることから、通報者から目撃時間・場所、人家までの距離等の必要な事項を聴取すること。

なお、通報している場所によっては、いまだ熊等が付近に身を潜めている可能性があることから、現場から離れることや車両や建物内に避難するなど、通報者自身の安全確保について指示すること。

(2) 緊急性の高い場合の措置

熊等による人的被害が発生するおそれがある、又は既に人的被害が発生している事案の届出を受理した場合は、警察本部通信指令課に対して速報すること。また、報告を受けた警察本部通信指令課は、警察本部地域課(以下「地域課」という。)に速報すること。

(3) 関係機関・団体への迅速な連絡及び連携

熊等の出没を認知した場合は、速やかに現場を管轄する自治体に通報し、自治体職員による現場確認、猟友会ハンターの出動要請、警告板の設置、報道発表等の事

故防止措置を要請すること。

(4) 注意喚起広報

熊等の出没場所を管轄する警察署は、住宅街等での熊等の出没、又は実際に人的被害が発生するなど、緊急性がある場合には、速やかに現場に警察官を派遣し、現場広報、警戒活動を行うとともに、自治体に対して迅速な報道発表など広報を行うよう要請すること。また、防犯アプリ「まもリン」等各種広報媒体を活用し、より広範な情報発信に努めること。

(5) 児童・生徒等の安全確保

現場付近に小中学校等の学校施設がある場合には、教育委員会等を通じて注意喚起するとともに、学校関係者と連携して、登下校時間帯の通学路警戒、学校周辺での駐留警戒を実施するなど、児童・生徒の安全確保に努めること。

4 現場における対応

警察署の幹部（執務時間外の当直責任者を含む。）は、熊等の出没場所等に警察官を臨場させる際は、熊等が付近に潜んでいる可能性を念頭に、次のとおり受傷事故防止に配意するとともに、避難等地域住民の安全の確保を最優先に活動させること。

(1) 受傷事故防止

ア　原則複数で行動することとし、不用意に車両から降りないこと。

イ　やむを得ない理由で降車する場合には、以下の点に留意すること。

(ア) ヘルメット、耐刃手袋等の装備品を着装し、状況によっては、熊撃退スプレー及び防護用の盾も携行する。

また、ツキノワグマが直近に出没することが予想される場合は、事前に熊撃退スプレーのストッパーを外すなど、状況に応じた措置を講ずる。

(イ) 車両から離れる際には、退避する経路を確認するとともに、見張り要員を配置するなど、連携して行動する。

(ウ) 熊等が藪や建物に潜んでいる可能性がある場合には、むやみにその場所に近づかない。

(エ) ハンターに同行する場合には、猟銃の射線方向には絶対に入らない。

(2) 現場への立入規制

熊による人的被害が発生し、今後も人に危害を及ぼす可能性が高い場合、自治体、土地管理者等と協議して、規制区域を設定し、車両や徒步通行人を現場に立ち入らせないようにするなど、再被害防止措置を講じること。

(3) 現場における広報の実施

現場周辺の住民に対して、赤色警光灯、車載マイクを活用するなどして、熊等の出没に関する情報を広報すること。特に、屋内の住民に対しても確実に情報が伝わるよう自治体等と連携するなど、漏れのない広報に努めること。

(4) 警職法第4条第1項の適用判断

住宅街等での熊等の徘徊、居座りが想定される場合は、現場に臨場した警察官が生活安全担当課と連絡を取り合い、関係機関・団体と対応方針を確認の上、住民の安全確保のための各種活動を行わせること。

発生場所が住宅街等のため、自治体からの緊急捕獲許可による銃猟を行うことが

できず、若しくは銃猟制限条件に抵触する状況で、他に適当な手段がなく、警職法第4条第1項を根拠にした危害防止のための銃猟による駆除が必要となる場合、緊急の銃猟駆除に対応できるよう、生活安全担当課と連携し、生活安全担当課員又は現場臨場している警察官のうち上位の階級にある者をハンターに同行させること。

その他適用に関することについては、「熊等が住宅街に現れ、人の生命・身体に危険が生じた場合の対応における警察官職務執行法第4条第1項の適用について」（令和5年3月31日付け生保第542号）のとおりである。

本件担当 地域課 地域安全係
生活安全企画課 営業・危険物係